

さいたま市自治基本条例検討委員会

第28回 会議の記録

日時	平成 23 年 7 月 5 日(火) 18:55~21:45
場所	さいたま市役所第2別館第3会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 11 名 内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／中津原 努／ 福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／栗原 保／富沢 賢治／中田 了介／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔監査事務局監査課〕 松本課長補佐／鈴木係長／栗原係長／金子主査／井上主査 〔傍聴者〕 1 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開 会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 前文(案) ・参考資料1 監査の概要について ・参考資料2 自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

○福島委員長

- ・ 7月に入り最終報告が迫ってきている。意見交換準備チームのおかげで市内でも注目を集め始め、新聞にも掲載された。
- ・ 一通りの議論は終わっているので今回からは微修正のための議論を進めていく。

- ・ 今回は監査事務局にお越し頂いたので、まず自治基本条例の監査に関する議論から進める。

2 議題

(2)自治基本条例について

○事務局

(参考資料1「監査の概要について」に関する説明)

- ・ 事務局は監査に関しては専門外なので、監査事務局に出席を依頼した。

○福島委員長

- ・ 監査に係る規定に関する質問に適切にお答え頂けるよう監査事務局に来ていただいた。
- ・ 何か監査に関する質問はあるか。

○湯浅委員

- ・ 外部監査人とは、市の監査部局とセットで監査し、その結果を公表するという組織論上のものではなく、特定のテーマについて独自に監査するものということで、2本立てで監査の組織があるということなのか。

○監査事務局

- ・ 外部監査は、監査委員による監査とは別に行うものである。

○湯浅委員

- ・ 民間企業の場合は外部の監査法人が監査を行うが、自治体では全く別のものということか。

○監査事務局

- ・ 外部監査については総務局の総務部で、公認会計士等と契約を締結し、その契約に基づいて監査を行ってもらっている。

○堀越委員

- ・ 監査と検査と審査は何が異なるのか。
- ・ 監査委員の構成に関して、識見を有する者2名と市議会議員から2名が委員となっている。議会は市長等による事務執行の監視機能を有するが、議員による監査はその監視機能の一環ということなのか。また、他の市でも同じような構成となっているものなのか。

○監査事務局

- ・ いずれも法令に基づき行うものである。
- ・ 監査には、定期監査、工事監査等がある。
- ・ 検査には、例月現金出納検査がある。
- ・ 審査には、決算審査がある。

○堀越委員

- ・ 何が違うのか。呼び方が違うだけか。内容は同じなのか。

○監査事務局

- ・ それぞれ法令で規定されている。法令用語としての違いは明確にお答えできないが、法令で使い分けがされている。
- ・ 構成メンバーに関しては、識見を有する者と議員のそれぞれ2名が監査委員となることが条例で定められている。さいたま市の定数は4名だが、条例で増加することも可能である。

○内田委員

- ・ 税金は減ってきているが、支出は増えている。監査や検査の中で、歳入や歳出に関して、指導することはあるのか。

○監査事務局

- ・ 例えば、「市債の発行は税込における何%以内にすべき」というような指導は行っていない。
- ・ 財政健全化については、国が定めている。

○堀越委員

- ・ 健全化判断比率等審査意見書に書いてある「実質公債費比率」の早期健全化基準25%とは、国が設けた基準なのか。国の基準がさいたま市の基準としてふさわしいかという視点からの監査は行わないのか。

○監査事務局

- ・ 健全化については、財政課が総務省の基準と照らし合わせチェックを行っており、監査事務局はそのチェックの結果に対する確認を行っている。基準自体に踏み込むことはない。

○福島委員長

- ・ 直接請求の一つに位置付けられている「事務監査請求」と「住民監査請求」の違いについて説明いただきたい。

○監査事務局

- ・ 住民監査請求とは、地方自治法第242条に規定されている。市の財務に関するもので、違法、不当と思われるものに関し、住民は監査を請求する権利があり、その請求に対して、支出している側と請求を求めている側の言い分のどちらが正しいかを判断するものである。
- ・ 住民監査は、請求があった際に監査を行うものであり、毎年行う監査や必要に応じて行う監査とは異なる。

○事務局

- ・ 「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」にあるように、住民は監査を請求することができる。監査委員は市長とは別の中立的な役割を担い、双方の意見を聞き、判断する。

○小野田委員

- ・ さいたま市では、住民監査請求は年間どの程度あるのか。

○監査事務局

- ・ 昨年は3件あった。

○福島委員長

- ・ 違法又は不当なものに対して住民監査を請求でき、それが不服な場合に住民訴訟となる。一般的な監査とは異なるものである。

○事務局

- ・ 監査自体が事務の執行の適正さをチェックしているだけなのか、あるいは将来の健全な財政の確保のために行っているのか、という議論があった。基本的には事務の執行に関するチェックということで良いか。

○監査事務局

- ・ 財務のチェックが基本的な役割である。

○堀越委員

- ・ 健全化判断比率等審査意見書で、水道事業に関しては39.79%の黒字なので健全とある。この点に関し市民としては、黒字であるならば水道料金を安くしてほしいと思うことがある。
- ・ この点に関しては、水道代金の値段に関する査定は監査の管轄外で、収支を見て健全かどうかを判断するだけなのか。

○中津原副委員長

- ・ そもそも、自治基本条例で監査について規定する必要があるか。事務的に監査を行うだけならば不要かもしれない。
- ・ 自治基本条例に監査に関する規定があることにより、どのような効果が見込まれると考えられるか。委員会として、監査を規定する意義があると考えているのは、監査結果の報告を「わかりやすく」してほしいという点である。

○監査事務局

- ・ 結果に関しては簡潔明瞭に公表し、市民が見てもわかりやすいように努力している。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、「わかりやすいように」ということを中心として、それだけ書くと唐突なので、第1項で基本的なことをまとめている。

○福島委員長

- ・ 第2項の「わかりやすいように」という点に関し、毎年のルーチンとなっているのか。監査事務局で毎年わかりやすくするためのテーマのようなものを決めていたりするのか。

○監査事務局

- ・ 個人的な意見になるが、業務をわかりやすく進めることを日常的に念頭に置いてはいる。

○福島委員長

- ・ 毎年のテーマのようなものはあるのか。

○監査事務局

- ・ そのようなものを文書に残してはいない。監査の質を高めることは、組織として目標としている。

○堀越委員

- ・ 監査の中に、必要がある時に行う行政監査があるが、テーマは誰がどのように選ぶのか。

○監査事務局

- ・ 必要のある時と定めてはいるが、さいたま市は毎年行っている。
- ・ テーマは市民に近いものや時事のものを取り扱っている。昨年は多重債務の問題を取り扱った。

○堀越委員

- ・ 行政監査と行政評価は何が異なるのか。

○監査事務局

- ・ 行政評価は事務の一つ一つの検証を行うものであり、事務を執行している主体が検証を行う自己評価が多い。
- ・ 行政監査は、監査委員が事務全体の中から検証すべき事務を選び、その実施状況等を監査するものである。

○堀越委員

- ・ 市民が監査事務局に意見を出せば、テーマとして取り上げてくれる可能性はあるのか。

○監査事務局

- ・ テーマは、あくまでも監査委員が選んでいる。

○堀越委員

- ・ 監査委員が市の事務全体からテーマを設定するのは難しいと思うが、監査事務局であらかじめ選んでおくものなのか。

○監査事務局

- ・ 監査事務局で複数の候補を挙げたりはしている。監査委員それぞれに取り上げたいテーマをお持ちの場合もある。

○中津原副委員長

- ・ 現在の自治基本条例の案では、第22条第1項で「適正に監査を行う」としているが、裁量の幅があるということなのか。決まったものを決まった形で行うだけではないということの良いか。

○監査事務局

- ・ 行政監査は必要に応じて実施するものなので、定例でないという意味ではその通りである。

○中津原副委員長

- ・ 市民のために行うとすれば、「適正に行う」という言葉ではなくなる可能性もある。

○事務局

- ・ 監査を自治基本条例の最終報告に載せるかどうかは、意見が分かれている点である。

○福島委員長

- ・ 監査事務局や監査委員でも努力をされているようだが、自治基本条例に条文があることにより、市民を意識した監査結果報告を出さなければならないという追い風になり得るものなのか。

○監査事務局

- ・ 市民が目にする機会が増えるかは、自治基本条例の広報しだいと感じる。個人的には条例ができることにより、その内容を自分で目にする機会が増えるとは思われる。

○福島委員長

- ・ 監査の報告書を出した後に、市民からの問い合わせはあるか。

○監査事務局

- ・ 市民からは特にない。

○小野田委員

- ・ たとえ監査の報告がわかりやすいとしても、市民の関心には幅があるので、判断は難しい。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例という普遍的な条例に書くことにより市民の認識を喚起するという点では、意義があるかもしれない。

○堀越委員

- ・ 行政監査結果報告書には、監査委員の「要望」が掲載されているが、このような要望は誰が受け止め、その後要望を受けてどのようにするかなどの回答はあるのか。

○監査事務局

- ・ 監査を通じて事務的な誤りを指摘した場合は、その指摘を受けて措置した結果を報告してもらおう。
- ・ 行政監査における「要望」については、より広い事務に関する要望となるので、いつそれが反映されるか、また反映されたかどうかを掌握することは難しい。ただし、監査委員からの

要望は重要なものなので、所管課では、何らかの対応をし、軽視していることはないと思われる。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告では「監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない」ことを規定しているが、このようなことは記載した方が良いか。

○事務局

- ・ 監査委員も市長もそれぞれ独立した権限を持っている。監査委員が市長を縛るものでもない。
- ・ 監査委員が出した要望については、例えば市長が独立した権限の中で判断していくことになる。

○堀越委員

- ・ 尊重はするのか。

○事務局

- ・ 要望が出れば当然受け止める。

○中津原副委員長

- ・ 行政監査に関し、市民の意向を踏まえて積極的に監査することはあるか。

○事務局

- ・ 市民からそのような意見はあるのか。

○監査事務局

- ・ 市民から直接意見を吸い上げる仕組みはない。専門家や市民から選ばれた市議会議員の指導に基づき監査事務局は活動しているので、地方自治制度の中で市民の意見を吸い上げている仕組みであるとは言えると思う。
- ・ ただし、現在のガバナンスの流れは、この点を補完していくものであるので、検討委員会で議論いただきたい。

○中津原副委員長

- ・ 要望を受けて行うということではなく、監査委員として市民の意を受けて、監査を行うということか。

○事務局

- ・ テーマの選定にあたっては、一人の市民の意見ではなく、大きな声として出てくれば、社会的問題として監査の候補となる可能性はあるということではないか。

○中津原副委員長

- ・ 監査に関しては他の記載方法が必要となるのではないか。「適正に監査」では法に従っているイメージであり、弱い。

○福島委員長

- ・ 行政監査のテーマは、ある程度の期間の中で考えているのか、あるいは毎年重点を考えるものなのか。

○監査事務局

- ・ 対象となる組織に偏りが出ないようにすることは考慮している。毎回同じ分野では偏りが生じるので、満遍なく監査を実施するという点は考慮している。
- ・ タイムリーな問題に対応できるよう、ある程度の期間のテーマをまとめて固めているわけではない。

○福島委員長

- ・ ある程度順番で行うテーマとタイムリーなテーマが両方あるということか。

○監査事務局

- ・ タイムリーなものや、埋もれていたもの等を多角的に監査できるように柔軟性を持たせている。

○内田委員

- ・ 工事の監査とあるが、例えば、箱物を建設することも監査対象となるのか。計画段階のものを監査するのか。

○事務局

- ・ その点は議会の判断になるのではないか。

○監査事務局

- ・ 政策的な部分は、議会が判断する。監査では、完成したものに関して、安全性や計画に基づいているか等を監査する。

○内田委員

- ・ 計画段階への監査ではないということか。

○小野田委員

- ・ 参考資料1の「工事監査の概要」には、「計画」について監査するとあるが、どのようなことなのか。

○監査事務局

- ・ 計画されたものに関する監査である。

○小野田委員

- ・ 計画の善し悪しというわけではないということか。

○中津原副委員長

- ・ 計画を立てるのにもお金がかかる。

○内田委員

- ・ それは議会で判断する前に立てる計画のことなのか。

○事務局

- ・ 事業を行うか行わないか基本的には議会の議決で決める。それを執行するのが行政の役割で、その執行について監査を行っている。

○福島委員長

- ・ つまり、執行の中にある計画が適正に行われているかを監査するということである。

○堀越委員

- ・ 行政監査結果報告書を見ると、セミナー等で、定員は書いてあるが参加者実績が書かれていないものがある。監査では実績を書いた方がよい。わかりやすくしてほしい。

○湯浅委員

- ・ 自治基本条例に監査を規定したいと考えていたのは、市の将来の計画に対する行政監査が必要であると考えていたためである。
- ・ 各論についての監査も重要ではあるが、監査委員が市の進路を展望することに対して監査を行うことはできるか。

○監査事務局

- ・ 現在の地方自治法の解釈は、そのようなものではないと個人的には認識している。
- ・ 監査事務局としてはお答えしかねる。

○福島委員長

- ・ 市議会議員の監査委員はどのような会派から出ているのか。

○監査事務局

- ・ 今年度は改革フォーラムと公明党から出ている。

○福島委員長

- ・ 例えば、行政監査では監査委員が要望を出しているが、その際に市議会議員の監査委員は監査委員として意見を出すのか、あるいは議会で議論ができる点に配慮して、議員として意見は出さず、識見を有する委員のみが要望を出すのか。

○監査事務局

- ・ 議員から選出された監査委員であっても、あくまで監査委員として要望を出すものである。

○中津原副委員長

- ・ 議会のチェックとは別の仕組みで行っているのか。
- ・ 議会から選出される監査委員は、議長が指名するのか。他の委員は市長が指名するのか。

○監査事務局

- ・ 監査委員のうち、識見を有する2名は市長が指名し、議会の同意を得ることになっている。
- ・ 議員から選出される監査委員も推薦のみで選出される訳ではなく、議会の同意を得て委員となっている。

○中津原副委員長

- ・ 監査に関しては、社会の要請を踏まえて監査を行う旨を書ければ良い。それがなければ無意味となってしまう。

○福島委員長

- ・ 監査事務局の方には多様な意見を頂いた。

○事務局

- ・ 監査は自治基本条例に載せる必要があるか。

○内田委員

- ・ 市民は監査に関して無関心であるのかもしれない。自治基本条例を制定するのであれば必要である。

○福島委員長

- ・ 書いておく必要はあるか。

○事務局

- ・ 行政委員会では、監査委員のほかに教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会等もあるが、監査委員だけが記載されて、なぜ監査だけが載せられているのかを指摘された場合は、市長その他の執行機関の役割及び責務の規定だけでは足りないほど、監査は重要なので載せているということになるのか。
- ・ これまでの議論では、監査は健全な財政運営のために重要、ということであったと思うがどうか。

○福島委員長

- ・ 行政委員会の中で監査委員だけを特出しするのはどのような理由か。

○小野田委員

- ・ 市民の立場としては、現在の市政のあり方や将来の市政の動向には関心がある。それを知るためのツールとして、監査は必要ということではないか。
- ・ わかりやすく公表することが大切である。そのため、第1項ではなく第2項が重要となる。

○堀越委員

- ・ 公表する際の出し方を工夫する必要がある。

○福島委員長

- ・ 監査に関しては残す方向で作業を進めたい。第22条に関する議論は以上である。
- ・ 監査事務局にはご協力いただき、感謝する。

○堀越委員

- ・ 大変参考になった。

○中津原副委員長

- ・ 防災計画の件はどのようになっているか。

○事務局

- ・ 現在資料を準備しているので、用意が整い次第、提供する。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○福島委員長

- ・ 議題1の各チームの報告事項に戻る。
- ・ 広報チームは何か報告事項はあるか。

○細川委員

- ・ 今日は特にない。

○事務局

- ・ これまでの議論のまとめについて、次回の全体会で資料を提出したい。

○福島委員長

- ・ 意見交換準備チームは6月30日(木)の議会との意見交換についての報告をお願いしたい。

○事務局

- ・ 事務局から簡単に報告するが、委員からは内田委員、染谷委員、中津原副委員長、細川委員、堀越委員、湯浅委員が参加した。参加議員は議長も含め、60名中52名が参加し、3名から意見を頂いた。

(議会意見交換会に関する報告)

発言要旨

<意見者1>

- ① 住民投票に関して、さいたま市は住民投票を実施せずに合併したが、さいたま市は果たしてこれでよいのか、住民投票を実施し、市民による合併の「お墨付き」を与え直すということも考えてよいのか。
- ② 「誇りを持てる」さいたま市とするとあるが、住民投票を実施せずに住民不在で合併を行った市に関して、誇りを持てるのだろうか。何かこの条例は、合併してしまったのだから、これからよくしていこうというふうにもある意味ごまかすためというふうにも受け取られかねないと思う。そういったことに関してはどうか。

- ③ 議員の責務に関し、「市民全体の福祉の向上」が書かれているが、特定の団体や地域の利益を選挙公約に掲げて当選する議員もいる。この場合は公約の見直し等が必要となるのか。公約、政策、信条を掲げて公選で選ばれる議員や市長を条例で縛ってしまうことになるのではないか。

<委員回答>

- ・ 回答は難しい。議会でも話し合ってもらいたい。

<意見者2>

- ① 市民参画のもとに政策や条例をつくっていくというのは今後の好例となる。良かった点や苦しかった点を教えてほしい。
- ② 市民との意見交換会や検討委員会で、議会への意見が出ていたら教えてほしい。
- ③ 「市民参加」という文言に関し、議会基本条例では一歩踏み込んで「市民参画」としているので、その点を考慮してほしい。
- ④ 区のあり方に関して、区長の中長期的なリーダーシップは必要だが、区役所の役割責務にも中長期的な視点を加えた方がよいのではないか。
- ⑤ 自治基本条例を策定していることを知らない市民が多いが、今後はどのように周知し、その理念を広げていくのか。特に議員、議会として、その努力というのはどういった方法でしていけばいいのか、意見を伺いたい。

<委員回答>

- ① 検討委員会に入ることも難しかった。会議の公開、会議録での氏名公表も当初は戸惑った。検討委員会では、私が知らないことは一般市民の多くの知らないことだという気持ちを持って参加している。日々勉強である。
- ② 市民意見交換では、どちらかといえば行政に対する意見が多く、議会に対する意見は少ないように感じている。議会に関する意見は、大別すると、もっと市民との意見交換を密にやってほしい、市民ニーズを受けとめてほしい、それと市民全体に対して行動してほしい、の2点と思う。
- ③ 市民意見交換会や検討委員会でも、区役所の権限強化と、区長には長く務めてほしいという意見が出ている。
- ⑤ 運用の仕組みとして、例えば、条例の運用の良い例と悪い例をまとめて白書のような形にして出していく活動などが考えられる。また、市民憲章をつくったらどうかという意見も出ている。

<意見者3>

- ① 国との関係では、地方分権、地域主権と言われているが、自治基本条例の策定にはどのような根底があるのか。

<委員回答>

- ・ 「新しい公共」という概念は昔からあるものだが、それが薄くなっている。地域のつながりが大切である。国からのお仕着せでなく、地域のことは地域の人たちが考えるということの大切さというのが根底にあると思う。

- ・ 補足があればお願いしたい。

○堀越委員

- ・ 最初の質問に関しては中津原副委員長の返答が良かった。
- ・ 若い議員が多く、熱心に聞いてくれていた。
- ・ 内田委員と湯浅委員が「最後は議会が決めることであるので協力をお願いしたい」と言ってくれた。

○中津原副委員長

- ・ 時間配分としては説明が4分の3ほどで、質疑は4分の1程であった。
- ・ 検討委員会の熱意や思いは好感を持って受け止めていただいたと考えている。

○細川委員

- ・ 予想外に多くの議員が出席してくれたことが良かった。

○福島委員長

- ・ 議会との意見交換会はうまくいったようである。市民委員の熱意が伝わったのだと思う。

○小野田委員

- ・ 若い議員とは何歳程度か。

○事務局

- ・ 30代や40代の議員が来ていた。

○中津原副委員長

- ・ 最終報告ができあがった時点でもう一度報告したい旨もお伝えした。

○福島委員長

- ・ 続いて6月25日（土）の桜区や7月2日（土）の見沼区での意見交換会についての報告をお願いしたい。

○堀越委員

（市民意見交換会（桜区会場）に関する報告）

- ① 桜区は不便である。「市民の権利」に「移動する権利」を入れてほしい。交通基本法ももうすぐ出来るはずである。
- ② 若者が自治の担い手として育っていく環境を入れてほしい。
- ③ 活動をしていて感じるのは、行政が熱意を受け止めているのか、市民も応じているのかということ。区民会議になぜ区の職員はいないのか。有効な意見交換が出来ていない。
- ④ 条例の実現には精神の高揚、仕組みづくり、実効性を持たせる仕組み作りが大事。
- ⑤ 条例をどのように運用するのか、改正していくかが大事。
- ⑥ 条例の大事さが分かるには、こういう問題があったときはこう取り組めるという事例、シミュレーションがあると良い。
- ⑦ 区役所を充実してほしい。もう少し主体的に、自分の地域を良くしようと市民がその気になるように。
- ⑧ 活動するには、市のありとあらゆる部署と調整しなければならない。市民が文句を言い、行政が言い訳をする場ではない、創造的な場がほしい。専門家に第三者的に入ってもらい、調整し、知識を公平に持ち、解決の糸口を探す場である。
- ⑨ 出来るだけ身近な話しでシミュレーションができないか。
- ⑩ 市長＝行政なのか。自治会や民生委員を含む必要があるのではないか。
- ⑪ 安全・安心に「持続性」も入れた方が良い。
- ⑫ 自治の担い手づくりは教育にも関わる。理念に沿って、教育委員会などにも方針を立ててもらうことになるのか。
- ⑬ 土曜チャレンジスクールに協力しているが、継続するには財源も必要だ。
- ⑭ 区民会議で提言をしても何も実現しない。さらに権限もなくなった。
- ⑮ 高い理念は良い。それが生きる方法が大事。意見を吸い上げて予算化まで持って行きたいが、

行政は縦割りで回される。市長直轄の部局を位置づけないと生きてこない。

- ⑰ 区にもっと権限を与えるべきだ。区長は1年でやめる「挨拶要員」である。まちづくりや行政運営に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮してほしい。5年以上はられる若い人を充ててほしい。
- ⑱ 区役所はワンストップサービスの窓口であるべき。
- ⑲ 条例を作るのは、分権だからか、解決すべき問題があるからか。これから先のことを書くべき（例えば、高齢化、企業誘致、財政、マンション建設など）
- ⑳ 公民館は元気な人が場所取りをしている。身近な誰でも行けるコミュニティセンターにすべきだ。
- 21 例えば交通問題がある。自転車で区役所に来るのは危険である。電力・ガス・警察・消防等、行政がやるべきことを前提にして考えてほしい。市民が何でもやるのではない。条例に応えられる人は活動できる人？安全・安心・公平なさいたま市にするにはという、一本、芯が通っているとうれしい。
- 22 区役所に来るのが大変
- 23 地方自治法では「住民自治」である。市民自治と広げすぎではないか。
- 24 協働について。議会や市長の責任はどうなるのか。協働という言葉を使いながら市長や議会を免責しているように見える。公助がないと自助はありえない。
- 25 選挙で選ばれた市長や議会と、市民がそもそも対等な立場になれるのか。
- 26 わかりやすく書いてほしい。
- 27 協働の場の具体性があまりない。
- 28 青少年を管理するのか。もっと、参加とか積極的に意見反映するとかしてほしい。
- 29 協働についてはそれぞれに未熟—市民はやる気があるのか、話し合いが出来るのか。行政は加わってくれるのか。議会は市民の状況やデータをみて政策を作る能力があるのか。その中で育てあげる動的なプロセスが大事。条例は作っておわりではない。
- 30 自治会とNPOだけではない。民生委員は行政と住民と一緒に活動している。
- 31 市民活動推進委員会と協働の関係は？
- 32 市民の権利をいう人はいるが、責務が大事である。自治会の役もPTAの役も引き受けたがらない。市民のまちづくり条例が良いと思う。

○中津原副委員長

（市民意見交換会（見沼区会場）に関する報告）

- ①意見交換会及び自治基本条例検討委員会の進め方について
資料が膨大であるため、当日配布せず事前に配ってほしい。また、自治基本条例の検討委員などで、各種団体は固定化されているので是正してほしい。
- ②自治基本条例の目玉
条例案はどこの自治体にでも当てはまるような内容となっており、さいたま市の目玉や独自性が何かが分からない。
- ③議会の位置づけ
行政と市民の間に議会を位置づけるべきではないか。今は議会の頭越しで市民と行政が進めている。議会を通さず行政が市民と直接やり取りをすることで、市民の意見を隠れ蓑に政策を進めている感がある。

④ 市政への関心

「市民は無関心だ」「関心がない」とするのは失礼である。市民の意見が反映されていないところが問題である。意見を出した後のプロセスが見えてこないのをそれを明らかにすることが必要だ。

⑤ 区民会議の位置づけ

区民会議と自治会の関係についても触れていただきたい。区民会議にはもう少し行政に関わってほしいと考えている。

⑥ 「協働」について

「きょうどう」には、①協同（役割を分かち合う）、②共同（一緒に実施する）、③協働（一緒に実施することに加え成果を分かち合う）があるので、協働の所でどれが当てはまるのか明確に整理してほしい。現在は成果を分かち合っていない。行政に偏った成果になっているのはいいか。

⑦ 行政への参加方法のビジュアル化

行政に対して参加するハードルを下げるために、行政へ参加するルートをビジュアル的に示してほしい。

⑧ 検討委員の選ばれ方について

公募という形で作文の提出が求められたとのことだが、他の自治体ではランダムで行っているところがある。何が見たくて作文を書いてもらっているのか不明なことに加え、文章が得意な人が有利となる。熱意等は面接や作文で分からないのではないか。限定した選び方ではなく、アトラランダムの方がよい。

⑨ 自治会活動への参加について

自治会に参加していない人でも自治会活動による成果を享受している。自治会への加入に関してどのような議論を検討会で行ったのか。

⑩ 自治会の位置づけについて

市民・議会・行政の関連を示した図には自治会も入れるべきではないか。市からのお知らせなどが自治会を経由して届けられている。

⑪ 自治基本条例のあり方について

自治基本条例を作る前と後で何も変わらなかったということがないように、市民の意見が行政や議会に通じるような仕組みを作る必要がある。これを強調することが、さいたま市らしきにつながるのではないか。

⑫ 自治会の権限強化

市民が個々に進めることにも限界があるので、自治会の権限を強くすべきではないか。

⑬ 行政に対する条例の必要性

市民には協働条例があり、議会には議会条例があるが、行政に対しては条例がない。行政に対してできる仕掛けを考えてほしい。

⑭ 社会のあり方

市民が集まって自由に意見を言えるということを条例に反映できないか。共通の心で団結することが必要な時代である。

⑮ 区民会議に対する評価

行政に対してのルートとしての役割を区民会議が担っている。区に対して提言を行うことを定

めるなど、条例案はいいところをついている。

⑯情報共有の必要性

自治会や市民団体が様々な活動をしているが、そうした活動を網羅したホームページ等があれば強固なネットワークができる。そうしたことを検討してほしい。

⑰多様な参加者の確保

障がいのある方等、参加したくても参加できない人がいるが、そういった人たちの意見をまちづくりにも活かしていくことが幸せを実感できるまちのために必要である。

⑱意見交換の場の必要性

若い人の関心を高めるためにも、いろいろな人の意見を聞ける環境を今後も作ってほしい。

- ・ 県外の大学生がオブザーバーで参加していた。
- ・ 東京新聞の記者が参加した。
- ・ さいたま市の自治基本条例の特徴を聞かれた。担い手づくり、政令市であるため区や区民会議があること、自治会についての記載、仕組み作り等が特徴であると回答した。

○福島委員長

- ・ 7月4日（月）の出前意見交換会についての報告をお願いしたい。

○細川委員

（NPO法人ケア・ハンズとの出前意見交換会に関する報告）

- ・ 自治基本条例の内容は必要なもの。
- ・ 自治基本条例が必要な理由として、「日本の経済状況・社会状況の変化」を一番に上げるのは違うのではないか。潤沢な経済状況であっても、人口減少がおこらなくても市民自治によるまちづくりは必要。自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本である。
→前文等に自治基本条例の意義として明確に打ち出して欲しい
- ・ ノーマライゼーション条例の理念を盛り込んで欲しい。自治会・PTAがまちづくりにおけるハードルになる可能性もある。（例：障害者支援施設や作業所の建設を拒まれる、普通学校への入学を拒まれる）。例えば「地域コミュニティ」のところに「差別と虐待のないまち」という文言を入れて欲しい。
- ・ 単なる理念条例にはしたくないということだが、理念条例のように読めてしまう。
- ・ 「安全・安心な環境」とあるが、どのように安全・安心を確保するのか。雇用が確保されることが大前提であろう。産業界の意見を聴いているのか。まだ部分条例のような気がする。
- ・ 公務員に対する能力評価は難しい。公務員に対する罰則がほしい。
- ・ 「市」という言葉の使い分けを厳密にして欲しい。行政をさすのか、私達市民を含めた市を意味するのか。
- ・ この条例は元気に年をとっていく人を念頭において書かれているように思われる。生まれたときから障害があったり弱い子もいるし、途中で元気ではなくなる人もいる。参加しようにも参加できない人はどのように関わればよいのか。
- ・ 「誰でも安心して住める」という文言を入れて欲しい。
- ・ 名称には「市民自治」を入れて欲しい。

○福島委員長

- ・ 続いて7月9日（土）の中央区の意見交換会についての連絡をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 検討委員会からは染谷委員、細川委員、小野田委員が参加する。

○福島委員長

- ・ 今後の出前意見交換会に関する連絡をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 7月12日（火）に「まちプラン市民会議」との出前意見交換会があり、自分が参加する。
- ・ 7月14日（木）に「それいゆ」との出前意見交換会があり、内田委員、細川委員が参加する。
- ・ 8月5日（金）、20日（土）に見沼区の自治会連合会との出前意見交換会を実施する。
- ・ 出前意見交換会は合計11件となっている。

○福島委員長

- ・ 何か質問や意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 7月4日のNPO法人ケア・ハンズとの出前意見交換会までに出された意見を中間報告の項目ごとにまとめた（参考資料2）。「～について書いてほしい」というものではなく、「～という意見があったので検討してほしい」という趣旨のものである。
- ・ 最終報告たたき台作成チームの作業が進んでいるので、ひとまずこれまでの段階の意見を出しているのを参考にしてほしい。
- ・ 今後の意見交換会や出前意見交換会で出た意見を随時追加し、提出していく。

○福島委員長

- ・ 続いて、前文の議論を行う。

2 議題

(2)自治基本条例について

○事務局

（資料1「前文（案）」の説明）

- ・ 第21回検討委員会での議論をもとに、最終報告たたき台作成チームで前文の修正案を検討した。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会では「どのような理由からこの条例が必要なのか」という意見があった。前文では、なぜ自治基本条例が必要なのか、全国的な社会情勢としてではなく、さいたま市として書いてほしい。3段落目が背景となっているが、ありきたりである。具体的な問題意識がないように思う。現状に対する反省や課題の認識がない。
- ・ 自治基本条例はつくっても、つくらなくてもよい条例である。実際、同じ政令指定都市の横浜市は制定していない。その意味で、あえて制定する理由を明記しなければ、市民の心に響かないのではないか。

○福島委員長

- ・ 3段落目が教科書的という感じということか。よりさいたま市の課題等を出した方が良いということか。

○堀越委員

- ・ 無関心層の増加に関してはデータがあるのか。少子高齢化に関してはデータがある。

○事務局

- ・ データはとれていない。中間報告に載っているのは市民の実感によるものだと思っている。

○堀越委員

- ・ 自治会の参加率は落ちている。

○堀越委員

- ・ 個人的な実感としては、まちづくりにかかわりたい、地域の役に立ちたいと思っている市民は増えているように思う。見えないだけで潜在層はいると思う。

○事務局

- ・ 潜在層が多いのは市民意識調査でも表れている。

○福島委員長

- ・ 潜在層が増えているというデータは出ているか。

○中津原副委員長

- ・ 別件で市長に提言を出した際には「豊富な人材が眠っている」と書いたことがある。東京近郊の住宅都市であるので、都内の大企業や中央官庁に勤める人材も多く住んでいる。しかし、実際にまちづくりに取り組むプレイヤーは少ない。そのような人材に目覚めてもらい、参加してもらいたい旨を書いた。

○湯浅委員

- ・ 今年度の市民意識調査で特徴的だと感じたものは、具体的な質問項目は覚えていないが、さいたま市の魅力に関して6割が東京に近いことを挙げていたことである。ここから、東京を指向しているためさいたま市内での市民活動が低調となり、生産年齢層が日常活動に無関心であるという導き方をした。
- ・ 無関心層に関するデータを明記しているものはない。
- ・ 市民の中でリーダーシップをとる層が指向的には東京を向いており、自分たちの住むまちのまちづくりに冷淡すぎるように思う。どのようなデータに基づいているかは課題と感じる。

○遠藤副委員長

- ・ 自治基本条例検討委員会に参加した市民は現状に問題があると感じることから参加していると思う。大きな政令指定都市となったことによる問題点を感じているように思われる。

○福島委員長

- ・ これまでの意見をまとめると、1点目として、高い能力を持った住民が多くいるが、市を主体的につくっていく市民とはなっていないことが問題点であるということである。
- ・ 2点目としては、大きなさいたま市になったことにより、新しい課題が出ているということである。

○事務局

- ・ 湯浅委員の発言の補足をすると、平成22年度の市民意識調査で、「さいたま市のどのようなところに魅力を感じますか」という質問に対し、「都心（東京）に近い」「交通の便が良い」「買い物など生活に便利」が多い。区によって異なるだろうが、日常生活の利便性に魅力を感じているようである。
- ・ 定住意欲も79.8%と高い。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動サポートセンターで出前意見交換会を実施した際に、生活に便利であるがゆえ市民意識が低いという意見があった。生活しやすく、市民として主体的に何かに取り組みなければならぬという意識が芽生えづらいのかもしれない。

○事務局

- ・ データで裏付けを取るの難しい。市が大きくなったことにより愛着がなくなったことに関しても実感はあるかもしれないが、データとしては出ていない。

○中津原副委員長

- ・ 二極化している。堀越委員の発言どおり、まちづくりに取り組みたい市民も増えている。
- ・ 自治基本条例は比較的小さな市町村で制定されている事例が多いが、大きな都市なりの課題があるので自治基本条例が必要なかもしれない。

○福島委員長

- ・ 意見交換会で産業界の意見を求めていたが、染谷委員は何か意見あるか。

○染谷委員

- ・ 1段落目がなければどこの市町村も同じように感じる。
- ・ 4段落目で「市長、議員、職員」が重なっているなど、全体に堅い文章になっている。
- ・ なぜ自治基本条例が必要なのかを大きく書いた方がよい。
- ・ 2段落目が歴史と現在、3段落目が問題点、4段落目が解決策、5段落目が目的、6段落目が思いとなっている。思いをふくらませた方が市民には読みやすいように思う。
- ・ 中津原副委員長の言っていた反省と課題の認識も散りばめられた方がバランスが良い。

○堀越委員

- ・ 委員全員が提案を出すのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 一度実施したがあまり集まらなかった。

○福島委員長

- ・ 案をたたき台として、各委員から文章で意見をいただきたい。具体的な提案をいただければ議論が進む。

○中津原副委員長

- ・ それぞれの段落について書き込めればよい。

○遠藤副委員長

- ・ 他の政令指定都市のような書き出し方がよい。

○小野田委員

- ・ 観光案内の要素は不要だという議論があった。

○遠藤副委員長

- ・ 美しい文章の中で埋没してしまう。

○福島委員長

- ・ さいたま市は生活都市という言葉で言い表している。
- ・ 他市の例も参考にしながら、委員の皆様の意見を具体的に書き、事務局に送って欲しい。

○事務局

- ・ 反省は必要か。

○中津原副委員長

- ・ 反省しなくてもよい市もあるとは思いますが、さいたま市は市民も含めて反省が必要である。

○事務局

- ・ 7月14日（木）までに事務局まで送って欲しい。

○福島委員長

- ・ 最初から書き直す必要はないので、段落ごとや、書き方の指摘等をいただきたい。

○高橋委員

- ・ 意見を集めた後の作業はどのようにするか。

○事務局

- ・ どの程度意見が集まるかによると思う。

○福島委員長

- ・ 共通項があれば最終報告たたき台作成チームでまとめることができる。集めてみなければわからない。

○事務局

- ・ その他、条例案骨子に盛り込むべき内容や検討した方がよいことを指摘してほしい。
- ・ 例えば、これまでに男女共同参画や市長の多選禁止に関する市民意見が寄せられてきた。今の段階で検討したいものがあれば検討してはどうか。

○堀越委員

- ・ 意見交換会のまとめで盛り込むべき内容をまとめている。
- ・ 意見交換準備チームでは、個別の男女共同参画や障害者雇用を進めやすくするための自治基本条例であると議論した。

○中津原副委員長

- ・ 男女共同参画を目指すことを自治基本条例に書く必要性はないと思う。
- ・ 仕組みとしてのオンブズマンや市民立法等の意見があった。
- ・ 公益通報に関しては議論があったが、結論はどのようになっていたか。

○事務局

- ・ 公益通報を職員の責務規定としている、または、公益通報の条項を設けている例がある。

○福島委員長

- ・ 確認的に、監査のように規定するか。

○事務局

- ・ 市民から寄せられた意見を振り返ると、マスコミのあり方や、行財政改革などに関する意見もあった。マスコミは事業者の中でも重要な機関であるので、マスコミのあるべき姿を明確にしてほしいという意見があった。

○福島委員長

- ・ さらに盛り込むべき内容として、気付いた点があれば極力早い時期に指摘いただきたい。

○内田委員

- ・ 若い世代について、より強調した方がよい。

○中津原副委員長

- ・ それは追加ではなく強調ということか。

○福島委員長

- ・ 仕組みや制度ではなく思いについてということか。

○内田委員

- ・ その通りである。
- ・ 意見交換会には若い世代の参加が少ない。若い世代と意見交換会はできないか。

○中津原副委員長

- ・ 桜区の意見交換会の際に埼玉大学の学生を誘った結果、見沼区会場に1名参加していた。

○渡邊委員

- ・ 埼玉大学には、埼玉県外から通っている学生が多いと聞く。大宮北高校の生徒と話す機会があったが、市外から通学している生徒が多かった。
- ・ 検討委員会には遠藤副委員長や細川委員も参加しているので若い世代の意見は反映されているように思う。

○細川委員

- ・ 意見を聞かせて欲しいというのはハードルが高い。勉強会であれば参加しやすい。

○事務局

- ・ さいたま市へ政策提案を行う学生グループを募集しており、参加申込を行ったグループの代表者に対して、7月22日（金）に説明会を行う。若い世代との意見交換を希望するのであれば、調整が可能かもしれない。

○堀越委員

- ・ 説明会が終わった後に意見交換を行えるのか。毎年行っているのか。何名ほど参加するのか。

○事務局

- ・ 今年が初めてである。20グループからの応募があった。全グループが出席するとは限らないが、意見交換の調整が可能かもしれない。

○福島委員長

- ・ 事務局で日程調整をお願いしたい。

○事務局

- ・ 確約はできないが、セッティングが可能かを調整する。

○福島委員長

- ・ 本日の議題は以上である。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 7月11日（月）は各チームでの作業とするので、次回の検討委員会は7月19日（火）に第2別館第3会議室で開催する。
- ・ 7月11日（月）は、最終報告たたき台作成チームで作業を行う。

○中津原副委員長

- ・ 8月ほどの程度検討委員会を行うのか。今後の大まかなスケジュールを議論したい。

○事務局

- ・ 基本的には週1回と、1度は土日に集中審議を行いたい。

- ・ 19日以降は条例案骨子の修正案と、考え方・解説の検討を行い、それをほぼ最終確認としたい。

○遠藤副委員長

- ・ 自治基本条例の運用方針や運用推進委員会に関する議論する機会は設けられないか。

○事務局

- ・ 考え方・解説を含めた案をもう一巡検討するので、その際に確認してもらいたい。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームとしては、8月に出前意見交換会もあるので重要なことがあれば反映させるが、ひとまずは7月24日（日）の市民意見交換会で意見は一区切りできるのではないかと考えている。

○事務局

- ・ 時間の都合上、考え方・解説を含めた修正案をもう一巡確認し、それを修正したものが最終報告となる。

○堀越委員

- ・ 最終報告たたき台作成チームで一巡した後にまた全体で一巡するのではなく、意見交換会は目途がついているので、全体で議論できるものは全体で議論した方が良い。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、区切りが良いところまで検討を行い、その後全体会で検討を行うこととしたい。全体会で検討しなければならないことは必然的に残る。

以上